

かもしれませんが、その際には、市民の各層といろいろ交流するには、私ども、ただ歓迎じゃなくて、いらした方々からもそれぞれの国の文化、歌とか芸能とか、芸能って言わないですね。そういうものをぜひご披露いただいて、私どもも子供たちのみならず、できればやっぱり6つのコミュニティセンターの方々にもお手伝いいただきながら、役割をきちっとお願いして、そして市全体でこの3日間、交流し、それが私どもの東京オリパラの、子供たちだけじゃなくて、市民へのレガシーとなるような、そんな国際交流のまずは本格的なスタートにしたいなと考えているところでございます。

○梅津善之委員長 10番、鈴木富美子委員。

○10番 鈴木富美子委員 ぜひ多くの市民を巻き込んで事業を進めていってほしいと思います。今、世の中の情勢がわからない限り、前へ進めない状態ですけども、市全体が疲弊しないように、何とか私たちも力を入れて、できることからみんなでやっていけたらいいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○梅津善之委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時20分 再開

○梅津善之委員長 休憩前に復し会議を再開いたします。

予算総括質疑を続行いたします。

浅野敏明委員の総括質疑

○梅津善之委員長 順位1番、議席番号7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 お疲れのところでございますが、本日の多分最後になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

1番目の質問は、オンライン利用の促進についてご質問をいたします。

令和2年度歳出予算、2款1項6目、008地方創生推進事業では、令和2年度からの第2期総合戦略の策定とデジタル専門人材派遣事業について計上されていますので、関連としてオンライン利用促進についてご質問をいたします。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」として令和元年6月に閣議決定されました。その中で、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、直面するさまざまな問題を克服し、さらにはピンチをチャンスに変えていく、その大きなパラダイムシフト、今までの考え方や価値観が180度変わることを指します。の鍵となるのがデジタル化を原動力としたソサエティー5.0の実現であるとしています。ソサエティー5.0で実現する社会は、IoT、あらゆるものがインターネットにつながり、データを送受信して情報を受け取ったり、遠隔地から機器を操作したり、いろいろなサービスを受けたりすることができる社会をいいます。で全ての人と物がつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、AI、人工知能により、必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されると思っています。

令和2年度の施政方針においては、国の政策でもあるソサエティー5.0の実現を目指し、人口減少に対応できる社会づくりとして、ソサエ

ティー5.0の実現に向けた取り組みが必要になるとして、最新技術を行政課題の解消に生かすため、人材育成や民間との連携を進めていき、便利で豊かな生活を実感できる取り組みを進めていくとしています。また、第2期長井市まち・ひと・しごと総合戦略案の新たな視点として、未来の技術をフル活用、ソサエティー5.0の実現を目指すとしています。

ソサエティー5.0の実現を目指す取り組みには私も大賛成ですが、まず、長井市におけるIoTやICT、通信技術を利用したコミュニケーションをいいます。の環境整備を進めるべきではないでしょうか。まず、長井市ホームページにおいて、各課の業務に係る申請や届け出等の手続のアップロードの実態について、地域づくり推進課長にお尋ねします。

○梅津善之委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 インターネットを使って各業務の申請や届け出書の手続の仕組みにつきましては、オンラインの手続といたしまして、県と市町村で共同で運用しております電子申請システムを利用する方法がございまして、あと、オフラインの手続としましては、市のホームページから申請書様式等をダウンロードして行っていただく方法がございまして、多くの場合は後者のオフラインによるものでございます。

ホームページへの掲載につきましては、各個別のページにつきましては、各業務担当者が作成いたしまして、所属長が承認することにより、ウェブ上に公開される仕組みとなっております。例えば補助金申請を案内するページにつきましては、事業目的や対象者、補助金の支給額、支給要件等々、簡潔に記載しながら、詳細な事業概要や補助金の交付要綱その他につきましては、手続に必要な交付申請書等の様式類につきましては、閲覧者がダウンロードできるような仕掛けをつくってまして、アップロードのファイル

を添付しているところがございます。添付ファイルにつきましては、基本的にパソコンだけではなく、スマートフォン等々で閲覧できるように、オリジナルの文書がレイアウト等ずれないように対応ということで、PDFファイルで掲載しているところがございます。

なお、この後の質問にも関連いたしますけれども、記入が必要な申請書等の添付ファイルにつきましては、編集が可能なワードやエクセルの形式でも同時に添付しているところがございますけれども、改めて公開されている文書を確認してみますと、PDFファイルのみで掲載している不適切、不親切な状況もございまして、そういったところは必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 ただいま答弁いただきましたが、ほとんどのアップロードしている様式等についてはPDF形式でありまして、大変使い勝手が悪いというふう感じたところです。

次に行きます。総務省では、平成18年7月に電子自治体オンライン利用促進指針を策定し、住民の利便性向上や業務の効率化、効果を高めるオンラインの促進を促しました。平成28年度に地方公共団体における行政手続のオンライン利用が50%を超えるに至ったことにより、さらに促進を図るため、平成30年5月に地方公共団体におけるオンライン利用促進指針、以降、オンライン促進指針とします。が策定され、オンライン利用促進を促し、毎年度、オンライン利用率を公表するとしています。

オンライン促進指針では、引き続き利用促進対象手続するものとして、図書館の図書貸し出し予約等、文化・スポーツ施設等の利用予約、研修、講習、各種イベントの申し込み、入札や道路占用許可申請など21項目に新たに児童手当の受給資格などの届け出や道路使用許可申請など13項目が追加され、さらなるオンライン利用

促進に向けた取り組みを促しています。

また、総務省では、一億総活躍社会や地方創生を実現する手段の一つとして、ふるさとテレワーク、オフィスではない場所、特に遠隔地で勤務することで柔軟な働きを可能にし、地方でも仕事ができるようにすることをいいます。を推進しています。

長井市における今後のオンライン利用促進の取り組みについて、副市長にお伺いいたします。

○梅津善之委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 お答え申し上げます。

ソサエティー5.0、今、4.0の情報社会ですので、次に来るべき社会に向けて、長井市も今から取り組もうということで、デジタル人材の派遣等に取り組んでいるところです。

ただ、今、議員おっしゃったように、足元の情報化、ICT化についてどうなっているかというようなことですが、今、新野地域づくり推進課長が申し上げたような現状にあります。

オンライン利用対象手続というのは、国で言っているのは21手続ありますが、長井市は港湾などありませんから、そういうのを省くと14手続が進めるべき手続であるというふうになっております。総務省の統計は52.4%というふうになってはいますが、これはその21の手続の52.4%が全部オンラインになっているということではありません。数字のとり方が違います。長井市のことを申し上げますと、長井市のオンライン手続できるのは、図書の貸し出しと地方税申告、eLTAXの2つです。これがそれぞれのパーセンテージがあって、予約に対して実際にオンラインでやった人の割合というところ、長井市が61.9%、そういうようなちょっと統計のあやがあるようですので、国の52.4%が全部オンラインになっているということではありません。

長井市については、先ほど申し上げたように14項目がオンライン化を進めていってほしいという国の考えですので、これについては、長井

市の関係する例規、条例等々を見直し含めてオンラインで利用できるように、そういった環境整備が今後は必要だというふうに考えております。

他の自治体で14手続、どのようなことを実際やっているのかなと見ると、水道使用の開始届というのが多いです。あと、犬の登録申請、死亡届なども割と他の自治体では多いようです。この辺は、まだ長井市、なっておりませんので、これはもう今できるものはすぐやっていきたいというふうに考えておりますが、担当課にもそれなりの手間が発生しますので、これは担当課とも相談しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

なお、先ほど地域づくり推進課長が言ったとおり、山形県自治体ICT推進協議会でのオンライン化を進めております。これについても長井市ほか全35市町村によって構成されたクラウドを使った申請システムであります。長井市では、状況を見ますと、コミュニティセンターで行っている土曜らんの申し込みほかですが、まだ70件しかありません。まだまだこれも利用できる余地があります。ただ、他の県内の自治体も十分活用しているとは言いがたい状況のようであります。

また、今後、マイナンバーカードを所持されている方が限定となりますが、児童手当関係の手続、例えば児童手当の現況届について、オンライン申請ができるように今年度整備をしております。実際の利用は令和2年度からの手続になります。対象者に対して積極的に電子申請システムの利用を促しながら、オンライン化の推進とともに、マイナンバーカードの普及についても推進してまいります。マイナンバーカードの普及については、市民課のほうで休日窓口を午前中開設しながら、毎回20件弱の市民の皆様からの申請をいただいているというような状況にあります。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 一気にオンライン化というのはなかなか難しいと思いますので、ぜひ副市長がトップになって、旗振り役でぜひ進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に移ります。総務省では、その間、平成28年に官民データ活用推進基本法、以降、データ活用法とします。が制定されました。データ活用法第10条では、行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進を図るとしており、また、データ活用法第9条第3項では、市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定を努力義務としています。

全国の地方公共団体における住民向け手続のオンラインサービスでは、私の調べたところによりますと、特に図書館の貸し出し予約等や文化・スポーツ施設の利用予約、研修、講習、各種イベント等の申し込みの利用率が高いようです。図書館の貸し出し予約や施設の利用予約など、手続の実態と今後のオンライン利用促進について、教育長のお考えをお伺いいたします。

○梅津善之委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

地方公共団体における申請、届け出等の手続のさらなるオンライン利用の促進のために、ご指摘のように国で定めた指針が、地方公共団体におけるオンライン利用促進指針ですが、この指針の中で、委員ご指摘のように、図書館の図書貸し出し予約、それから文化・スポーツ施設等の利用予約、これは上位3つを占めているところでございます。

さて、本市の状況をお話し申し上げます。

本市の図書館におけるオンラインサービスの状況ですけれども、これはインターネットを接続して蔵書検索、それから貸し出し予約、これを行うシステムが既に構築されております。そし

て利用もいただいているところです。また、山形県の公立図書館横断探索システムによって、県内の図書館の蔵書もここで検索できるようになっております。このシステムによって、簡易に蔵書検索ができ、また、さらに書籍等については、ごらんいただくとわかるように、簡単な寸評なども中に入っている状況であります。

全貸出冊数に対する本市の予約貸し出し利用割合ですけれども、0.7%と非常にわずかです。このうちオンライン利用率については31.4%ですので、全体の0.2%程度というふうになっておりますが、これは図書館の特性もあって、実際にやっぱり手にとって吟味しながら借りる方が大変多いというふうに思っています。私ごとになりますが、あしたにどうしても欲しいというときはオンラインでお願いしたこともあります。が、やっぱり図書館に行ってゆっくり蔵書を見たりというのが非常に心地よいと感じている人間の一人であります。

さて、オンラインの強みですけれども、やっぱりインターネットに接続してできるパソコンですとか、それからスマートフォンを利用して各種イベントへの参加の申し込み、それから文化・スポーツ施設、そういった施設予約状況の確認、それができるということで、いつでも、どこからでも予約ができるというふうなことで、生活スタイルが今は変化しておりますので、今後はやっぱり利用はふえてくるのでないかなというふうに思っているところです。

市民文化会館の施設利用状況の閲覧、今は当然ないわけですが、市民文化会館は、それから成人式、先ほどありました土曜らんど、文教の杜での事業等への参加申し込みにおきましては、オンラインサービスを現在利用している状況にあります。

一方、置賜管内のスポーツ施設においては、オンラインサービスを導入している施設は非常に少ないです。本市でも問い合わせを受けて空

き室の状況を紹介して予約を受けているというのが今の状況であります。これもいろいろな状況あると思いますが、特に体育館についてはいろんな団体の調整があって、早い者勝ちって何かうまくないなというふうなところもあり、逆に丁寧に説明して調整しているなというふうに思っているところです。

なお、一層オンラインサービスの利用拡大を図るためには、やっぱり施設予約、それから各種イベント等、それだけでなく、付随して、今こんな状況にあるとか、それから町からこんなところが見えるとか、特に図書館なんかはそういったところの情報が必要だというふうに思いますが、そういったシステム、サービスに改良するためにも、多分多くの時間と労力、経費等々が必要だというふうには思っております。

なお、引き続きオンラインサービスを促進しながら、電話や来館で申し込みを受けている方々、いわゆる対面でのサービス、これも大切にしながら、利用者の利便性の確保に努めてまいりたいというふうに思っているところです。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

図書館のオンライン化については私も知りませんでした。知らない市民も結構いるんじゃないかと思っておりますので、やっぱりPRも不足しているのではないかとこのように思っておりますので、今後、ぜひPR等も含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

オンライン化は、住民サービスの向上と、今後、長井市が目指すソサエティー5.0実現には欠かすことができないものと思っておりますが、市町村官民データ活用推進計画の策定と行政手続におけるオンラインによる受け付けの実態について、改めて統括監にお尋ねします。

また、オンライン化する上での課題についてもお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 齋藤環樹統括監。

○齋藤環樹統括監 3点ほどご質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、市町村官民データ活用推進計画策定の関係でございますが、この計画につきましては、内閣官房から平成29年10月に策定の手引が示され、その必要性については認識をしてきたところでございます。

手引の記載例におきましては、ホームページ等で二次利用可能な形でデータを公開する民間での活用が可能なオープンデータの推進や窓口業務に関する業務改善の推進など、既存の事務の見直しで取り組むことができる内容がある一方で、業務のデジタル化や手続の電子化の推進などの内容につきましては、新たなシステムの導入やクラウドサービスの利用が必要となり、財政負担が生じることになります。手続の電子化につきましては、長井市の規模に見合うシステムやサービスがなかったこと、新庁舎建設を迎える中、新たな負担の生じる取り組みについて、導入時期を明確にして計画に記載するのはなかなか難しい状況にあったことなどから、現時点では計画の策定には至っていない状況でございます。

なお、オープンデータの推進につきまして、今月中の公開に向けまして、既存の統計情報等を整理してホームページへのアップロード等の準備を進めており、今後も内容を充実していきたいと考えております。

続きまして、行政手続によるオンライン化による受け付けの実態についてですけれども、ご承知のように、市では平成30年10月からコンビニエンスストア等においてマイナンバーカードを活用した住民票の証明書発行サービスを実施しております。あと、税の申告については、従前からe-Taxの利用が可能となっておりますけれども、マイナンバーカードを利用した認証が必要となっております。これらについては

基本的にオンライン上で手続きが完了するもの
でございます。

国で定めている地方公共団体におけるオン
ライン利用促進指針におきましては、処理件数
が多く、オンライン化による住民等の利便性
向上や業務の合理化が高いと考えられる手
続として、先ほど来お話がありました、図書貸
し出しや施設利用予約、イベント等の申し
込みが上げられており、うち市町村に該
当するのは14項目でございます。これら
の多くが手続き時に本人確認は求めては
おりませんが、申請や申し込み受け付け
後に内容を審査の上、結果を通知する必
要があるものでございます。

各自治体の状況なんですけれども、オン
ライン化の対応に差がある中で、実際に申
請や申し込みを行うのが手続になれてい
る特定の団体や事業者が多い、限られ
る。そのほかには、申請や申し込みを行
うことが恐らく生涯一生で1回程度しか
ない個人が多いと思われま。オンライ
ン化に対する要望としては現在のところ
あんまり大きくなく、進んでこなかつた
ということではないかと考えております。
長井市においては、先ほど申し上げまし
たように、図書館の貸し出し予約等の
オンライン化対応を実施してきたところ
でございます。

最後に、オンライン化する上での課題とい
うことでございますが、住民基本台帳や
税を初めとした基幹系システムにつきま
しては、置賜2市4町での共同利用、現
在は自治体クラウドと言われる方法によ
り事務負担や運用費の低減に大きな効
果を上げておまして、総務省は全国の
自治体へ導入を推奨しております。

総務省におけるスマート自治体研究会にお
きましては、行政手続の電子化に当たっ
ても、システムを自前で調達するのでは
なくて、全国的なサービスの利用が望
ましいとの報告書を出しております。デ
ジタル手続法に基づき、国においては
令和2年度以降、年度計画を策定して手

続のオンライン化を進めるとしており、
地方自治体については努力義務ではござ
いませが、今後、複数自治体で利用で
きるサービスが展開されてくるものと推
測しているところでございませ。その
際の本人確認の認証基盤はマイナンバ
ーカードとなると思われまことか
ら、マイナンバーカードの一層の普及、
全ての人々がデジタル化の恩恵を受け
ることができる環境、具体的にはイン
ターネットを利用でき、マイナンバー
カードで認証ができるような環境の整
備が課題でございます。

また、電子化に伴い、住民側の利便性
向上とあわせて、行政側の業務のプロ
セスの見直し、いわゆるBPR、既存
の業務内容やフロー、ビジネスツール
等を見直し、再設計する業務改革が
必須でございまして、この2つが並
行して進まないとならば本当の意味
での効率化は進まないものと考えて
おります。

国でオンライン化を推奨している手続
の中には、申請後に口頭での詳細な
聞き取りやその後の対応の説明が必
要なため、申請受け付け後の連絡調
整が必要となることなどを考慮し
ますと、現実的には窓口対応のほう
がスムーズに手続が進められるもの
も中にはあるのかなと考えている
ところでございませ。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 ありがとうございます。
課題も多くありますので、今後、全
てをオンライン化ということじゃなく
て、できるものからぜひ進めていた
だきたいと思いま。本人確認はマイ
ナンバーカードが必要ということ
ですので、こういったオンライン化で
マイナンバーカードが必要であれば、
さらにマイナンバーカードの発行が
推進されるのではないかといいふ
うに思いま。どうぞよろしくお願
いしたいと思いま。

次に移ります。各課の事業に係る
行政手続などの様式をアップロード
していないものもあり、

また、様式をアップロードしていても、一部を除いてPDF形式によるものがほとんどであるため、その様式を使用してパソコンによる作成ができず、手書きによる申請になっているのではないかと思います。先ほども申しましたが、一気にオンライン化にシフトするには課題のクリアに時間は必要だというふうに思いますが、まず、申請、届け出などの行政手続について、ホームページにアップロードして、様式などはPDF形式に変換することなく、ワードやエクセルに統一した基準を示すべきではないかと思いますが、副市長の見解をお伺いします。

○梅津善之委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 委員ご案内のとおり、市のホームページでは、主として業務内容に準じてカテゴリーごとに記事がまとまっています。一方、引っ越しとか入園、入学を初めとしたイベントに応じた入り口も幾つかあります。一つの記事に対して幾つかの行政側からアップする入り口があるんです。また、市民の皆様から申請する手続として一番本当はわかりやすいのは、トップ画面の右側にあります便利ツールというのがあります。ここには申請書・電子申請というのがあります。本来ここにいろいろな各課の申請関係がまとまっているべきなんですけど、これが十分調整とれておりませんので、市民の皆様からは使い勝手が悪いホームページでの申請になっております。

便利ツールというタブを見ていただくとわかるんですが、そこには道路法の第24条とか第32条とか、建築確認申請とか、そういうのがワードでできるように一応なっております。一方、それに載っているのは6つか7つしかない。まだまだ多い数なので、全体で幾らあるのかなということを探そうとしたんですが、ちょっと時間がなくて全体の数がつかめませんでした。

今後、やはりそこにまず集中して申請関係のものを載せるということが大事だと思います。

例えば公民館の活性化補助金、補助しておりますが、これについてはちゃんとワードで様式がありますが、これは市民の皆さんへというカテゴリーの中の教育・文化・スポーツの中の自治公民館となっているものですから、そういうことを徹底すれば、もっとより使いやすいものになるというふうに思います。

一方、提出のファイルの様式ですが、PDFファイルで掲載しているものも相当あります。国から来ているものはPDFのファイルをそのまま上げているというものがあって、欄がずれたりするのが心配で、担当課のほうではそういうふうにしていくというような状況もあるようです。ただ、今後、市民の皆様が手続する際にはやはりエクセル、ワードの様式によって、すぐダウンロードして、書いて、アップロードして出せる、そういうふうな使い勝手のよいホームページの申請にしていきたいと思っております。

これは、市のほうの庁内の情報化推進会議というのがあります。各課には情報化リーダーという者を置いておりますので、年度が改まりましたらば、その場でこういうきょうのような委員からの提案があったということを伝えながら、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、随時エクセル、ワードの形式での申請ができるようにしていきたいというふうに思います。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

オンライン化には先ほど課題もありますし、なかなか時間がかかっていますが、各申請等の様式等のアップロードについては、各課で対応することになりますので、そんなに時間も必要じゃないかと私は思うんですが、令和2年度、1年かけて、副市長の旗振りのもと、促進していただければというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。次に、入札に係るオンライン利用促進の取り組みにつ

いてご質問いたします。

入札に係るインターネットの公表については、平成30年12月定例会の一般質問でも取り上げましたが、ソサエティー5.0の実現を目指す上で、オンラインの利用促進の取り組みは必要不可欠なものと思います。まずは入札に係る資料や提出書類のデータ化とインターネットによる公表を進めるべきだと思います。PFIによる発注やJVによる発注の大型工事または公募型プロポーザルについては全てデータ化してアップロードをされていますが、その他の請負工事については、従来どおり入札の告示と入札説明書をホームページでアップしているだけで、位置図や概要図も添付されていません。原則一般競争入札ですので、対象のランク業者であれば全て入札参加の資格があります。しかし、簡単な工事概要と大字単位の工事場所だけで、入札参加の有無を判断できない業者もいるのではないかと思います。

金抜き設計書や工事図面などの入札に係る資料については、現在も設計図書を業者に貸し出して、コピーの上返却する旧態依然の方法で行われています。ぜひ令和2年度はデータ化にして、いずれはオンラインによる入札なども視野に入れて取り組むべきではないかと思います。入札に係る設計図書も含め、入札に係る資料をインターネットで公表を行っている市内の市では、米沢市、鶴岡市に加えて、上山市でも導入しています。

平成30年12月の一般質問において、副市長からは、インターネットによる公表に向けて、庁内で研究、検討をしていきたいとの答弁をいただきましたが、令和2年度の施政方針を受けて、まず、入札に係るデータをインターネットによる公表を促進し、その後オンライン化を図るべきではないかと思いますが、副市長の見解をお伺いします。

○梅津善之委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 工事入札のインターネット上での公表に関する本市の状況は、今、委員ご指摘のとおりであります。また、平成30年、私からも進めていきたいというようなことをご答弁申し上げました。

以降、旗振りしたわけではなく、所管が財政課でありますから、これからやっというふうなことは申し上げてはきましたが、財政課としても、入札を所管する課ではありますが、庁舎全体の工事となると、ご案内のとおり公共施設整備、あるいは建設課、教育総務課、また調理場、その他の施設を所管する多くの課があって、これを全体まとめるというふうな作業についてはまだ進捗していません。財政課も令和元年、平成31年度については、予算編成の際に各課からの予算要求を一方的に受けて、それを査定するというふうな予算の編成ではありませんでした。予算の要求の時点から各課に出向いて行って、しっかりと要求内容をお互いに理解し合いながら要求してもらうという中で、非常に多忙をきわめましたので、私からは特に財政課にはその点を強く指示してはおりませんので、まだ進捗中ということになります。

今後でございますが、インターネット上にはやはり告示書と入札条件説明書、要求水準書しか上げておりません。加えて位置図となれば、PDFで可能かもしれません。あと、道路であれば、平面図であれば、ちょっと解像度が心配ですが、ざっとした平面図なんかもPDFで上げられるかもしれません。そういったものを順次進めながら、まずインターネットによって公表を促進して、その後オンライン化を図るというようなことを今後とも検討して、研究していきたいというふうに思います。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 忙しい財政課、なかなか推進は難しいんですが、入札は各課対応でアップロードしていると思うので、例えば位置図、

平面概要図ぐらいはそんなに難しくはないかなというふうに思っています。今、ほとんどコンサルを使って設計やっていますので、データ化で納品してもらえばそんなに難しくはないかというふうに思います。そこはまずできるところからしてもらいたいと思います。

あと、入札参加をした業者にとって、全て担当課に行って、金抜き設計書と図面を借りてコピーしていくと、このやり方は非常に、もう何十年來とこの方式でやっているんですが、もうこの時代に合わないというふうに思います。図面はかなり多くの図面がある場合もありますので、ここは簡単な平面図等、位置図等で仕方がないと思いますが、金抜き設計書ぐらいはいつでもアップロードできるようにと思いますが、副市長も前に担当された経験もありますので、どうお思いですか。

○梅津善之委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 設計図書関係については、CDでは貸し出しはしております。業者さんによっては、委員からこういったご提案もありますが、今の様式で対応しやすいという方も本当に多くいらっしゃるのが現実です。金抜き設計書についても、結局閲覧、縦覧に来て、そして設計者、発注側との質疑応答があって、そしてまた積算ということがありますので、ここのところは現場現場、物件物件、案件案件で対応していくのが原則かなと今のところは思っております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 希望してない業者もおられるというようなことですので、この辺は臨機応変に今後進めていただきたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。今後の除雪体制についてご質問いたします。先ほどの勝見議員からも質問ありました内容と重複する部分もあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

令和2年度歳出予算、8款2項2目道路橋りょう維持費、005道路除雪事業に関連して、今後の除雪体制についてご質問いたします。

今後の除雪体制については、平成30年9月定例会の一般質問でも取り上げました。今後の除雪体制として、GPSによる除雪車運行管理システムを導入すべきではないかとの提案に、早速今年度から導入していただいたことに敬意を表したいと思います。

しかし、ことしの超暖冬、少雪では、ほとんど除雪運行管理システムの機能が発揮できませんでしたが、通常の降雪時には道路除雪体制には不可欠なものと思ひます。

除雪体制の課題として、円滑、効率的な除雪を行うためには、地形や障害物等を熟知したオペレーターが必要ですが、オペレーターの高齢化とともに人材確保が困難な状況が続いていることが上げられます。また、除雪機械の維持管理費の負担増が、特に暖冬、少雪などで稼働時間が少ない場合の点検、整備費や消耗品など、大きな負担となっていることが上げられます。

雪国にとって冬期間の生活や経済産業活動においては、道路除雪は欠かせません。除雪体制にとって、機械除雪を担う建設業者などが今後とも持続可能な除雪体制を維持していただくため、現状に即した除雪機械借上契約の見直しを図るべきだと思ひます。

まず、建設課長にお尋ねします。令和2年度予算に計上している道路除雪作業業務委託に係る契約の種類と発注方法についてお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答えいたします。

契約の種類につきましては、市が所有します除雪機械を貸与しまして除雪作業を委託する業務委託契約と市が除雪機械を借り上げる除雪機械等借上契約がございます。除雪機械等借上契約には、主に幹線道路ですとか主要市道など第

1次路線、第2次路線について、早朝、除雪を実施し常時交通を確保します常時借上工区の契約と、主に利用者が限定されます生活道路など第3次路線、第4次路線について除雪を実施いたします随時借上工区の契約がございまして、業務委託契約とあわせまして3種類の契約になります。

発注方法につきましては、業務委託契約は指名競争入札、除雪機械等借上契約は、工区の除雪距離によりまして一部随意契約もありますが、基本的に指名競争入札による発注でございます。また、除雪機械等借上契約の随時工区につきましては、随意契約による発注を行う予定でございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

令和元年度における除雪計画では、市道等の除雪を迅速かつ適切に行うことにより、冬期間における安全で円滑な道路交通を確保するとともに、経済産業活動の停滞を抑止し、もって市民生活の安定を図ることを目的としています。

除雪機械体制として、委託16工区、借上60工区、随時借上20工区、合わせて96台の除雪機械を配置しています。待機補償制度についての記述はありませんが、持続可能な除雪体制を維持するために、私の記憶するところでは、平成元年度から導入されたのではないかと思います。同じ基準の待機補償制度で30年以上続いていることとなります。当時の除雪体制ではほとんどが委託工区であり、また、暖冬の年でもことしのような超少雪はなかったのではないかと思います。

機械除雪に係る契約体系としては、先ほど説明がありましたように3種類あるわけですが、それぞれの概要と待機補償制度について、建設課長にお尋ねします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 先ほどの勝見委員のご質問

に対します建設参事の答弁と重複するところがございますが、お答え申し上げます。

業務委託契約の概要につきましては、履行期間、委託場所、1時間当たりの委託料と待機補償額、使用機械などを取り決めてございます。必要な事項につきましては、仕様書に記載され、その中の第11条で待機補償について示されておりまして、令和元年12月25日から令和2年2月29日までの期間で除雪延長が1キロ未満は補償はなし、1キロ以上3キロ未満は1.5時間、3キロ以上は2.5時間という補償時間を設ける基準に従いまして、特殊運転手、1時間当たりの単価4,200円を乗じて待機補償を行うとされているところでございます。

除雪機械等借上契約の常時借上工区の概要につきましては、貸借物件、貸借料などを取り決めておりまして、待機補償につきましては、第4条で業務委託契約と同様に示されているところでございます。

随時借上工区につきましては、常時借上工区と概要は一緒でございますけれども、補完、応援路線ということで、距離延長が短く、利用者も限られているという路線でございますことから、待機補償の基準が示されておらないところでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 委託工区も借上工区も同じ基準で積算しているというようなことですが、委託工区については、市所有の除雪機械を貸与して除雪業務委託契約を締結しております。仕様書で待機補償として明示されているということでございます。また、借上工区については、みずからの機械でございまして、契約条項で待機補償、同じ基準で積算しているということでもあります。

次の質問ですが、主な除雪機械として、例えば除雪ドーザー13トン級を例にとった場合、委託工区と借上工区の1時間当たりの単価について

て、建設課長にお尋ねします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答えいたします。

13トン級につきましては、委託契約では1万5,700円、借上契約では2万8,000円でございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 1万3,000円ほど単価的には違うわけですが、これはやっぱり機械を貸与している委託工区とみずからの機械で契約をしている、その差が単価にあらわれていると思います。除雪委託工区と借上工区の待機補償を同じ基準で積算するのは現状に合わないのではないかと思います。ことしのような超暖冬、少雪時には、市所有の除雪機械を貸与している委託工区の待機補償は妥当だと思いますが、借上工区における人件費だけの待機補償では点検、整備費、消耗品費にも満たないようです。今後地球温暖化と相まって、ことしのような超暖冬、少雪の年も頻繁にあるのではないかと思います。しかし、偏西風の位置によっては大雪の年も考えられます。大雪のときには除雪体制を支える借上工区と随時借上工区の除雪体制は欠かすことのできないものと思います。

市民生活や経済産業活動を支える機械除雪体制を持続可能なものにするために、借上工区に係る除雪機械借上契約における待機補償制度の積算基準を見直すべきではないかと思いますが、最後に市長の見解を伺います。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

ただいま建設課長、あるいは午前中は勝見委員のご質問に対して建設参事がお答えしたとおりではございますが、浅野委員、また勝見委員おっしゃるとおりで、それは私どももどこまでしなきゃいけないかというところで非常に悩ましいところがございます。特に借上工区については、60工区あるわけですが、確かに単価

は高いんですが、いざことしのような超少雪といますか、ほとんど降らない年は、除雪機械の維持で大変お金がかかるわけですから、そういった意味では、これは見直ししなきゃいけないということはもちろんでございます。

それで、除雪業務連絡協議会のほうには副市長と、あと担当の建設参事あるいは課長なども話し合いなどにも参加させていただいて、私は後で報告をいただいたところでございますが、まず一番は、基準がないんですよ。それで、本当にできれば、かなり、8割補償しているところもあるみたいなんですよ。例えば年間平均で40時間だと、その8割を補償しましょうと、それが一番やっているところです。ただ、ほかの市町村様に、ええっ、そこまでやって大丈夫かと。一方で、ゼロというところがあるわけですね。本来は、私どもが冬の間も安心して市民生活あるいは産業経済活動ができるような体制のためにお力添えをいただいているわけですから、やっぱりこれが来年もし仮に降らなくても降ってもちゃんと対応していただけるような、そういう補償をしなきゃいけないと思っているんですが、一方で、ちょっと私が怖いのは、ほとんどことしみたいに雪降らないときに、8割補償、例えば仮にその工区で1,000万円ぐらいの補償をしなきゃいけない。ほとんどしてないのに1,000万円も補償して大丈夫かと、市民の理解が得られるのかということで、やっぱり県とか、国はなかなか基準って出せないのかもしれないけれども、せめて県で、あるいは我々市だったら市で、どうするというところで一定基準を設けないと、やっぱり理解というか、納得できない市民から住民監査請求出されたときに、それきちっと説明できるかと。実際裁判になったときにちゃんと負けないで理解してもらえるかと。負けた場合は金額がすごいわけですよ。100万円単位ではありませんので、億ですから、当然私は破産しなきゃいけないですよ。そこ

までかかわってくるんですよ。

ですからこれは建設参事が申し上げたとおり、やっぱりことはちょっとこのぐらいで何とかして、ただし、年が明けて令和2年度になりましたら、やっぱり今回のようなことが続いた場合、本当に大変苦勞をおかけしますので、ぜひ県と、あるいは市町村できちっとした見解を設けて、基準を設けて、それで担っていただいている建設会社、あるいは請け負っていただいている事業者の皆さんの納得いただけるような、そこをやっぱり保障していかなきゃいけないと。ごもっともなんですけども、じゃあどこまでしたらいいと思いますか。これ難しいでしょう。もし理解得られなくて裁判で負けたら、これは私が個人で補償しなきゃいけないんですよ。そういうことなんです。ですからこれはやっぱり慎重にならざるを得ないです。100万円単位ぐらいだったら私も何とかできるかもしれませんが、億の単位を個人で補償するなんて、もう自己破産して夜逃げですよ。それぐらいやっぱり今回の問題は本当に大きな課題だなと思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思ひますし、ぜひ来年度に、ことは何とか、参事が申し上げましたように、決して高くもないけども安くもないと、中庸ぐらいだということで、何とかご理解いただいて、来年、普通に、雪降るのも降らないのも、いろいろ困る人も喜ぶ人もいるかもしれませんが、やっぱりきちっと補償できるような、そういう基準、体制をとっていきたいというふうに思ひます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 法外な待機補償を払うべきだということではないんですが、先ほど申しましたように、委託と借上工区の中身が違うので、それに合った、つまり機械を貸与している委託工区と機械を借り上げる工区は、基準は同じというのはおかしいでないかということで、基準を含めて令和2年度で検討するという

ようなことですので、それを踏まえて基準をつくって、2年度の除雪体制に向けて検討をお願いしたいと思いますが、市長、お願いします。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私申し上げたとおり、そのとおりだと言っているじゃないですか。違うなんて全然言っていないですよ。ただ、どこまで補償したらいいかが基準がないのでわからないと。機械の借り上げで、多分、私どもの市で委託した以外に仕事はなさらないんでしょうけども、もしそれ以外に使われたとしたらどうしますか。私どもの場合は通常は早朝なんです。日中の場合は、何かあったときは追加でお願いする場合がありますけども。私どもだけ専用でやっている場合とそうじゃない場合とケースがあるんじゃないかと、そういったところもありますので、ですからやっぱり私聞いたところだと、除雪業務、連絡協議会の中でも、借り上げ機械の車検とか維持管理費を全部市に求めるのも、それはなかなか難しいだろうと。というのは、市の仕事だけだったらいいんですよ。ところがそれ以外のことをなさっている事業者さん、建設会社さんあった場合、これどうするかですよ。ですからそう簡単にはいかない。

したがって、ことは本当に申しわけないんですけども、来年もこんなことあってもちろんと今度はやっぱり市の仕事を引き続きやっていただけるような、そういう我々も信義を守るような形できちっとやっていかなきゃいけないと、今までみたいなわけにはいかないと思っておりますので、ぜひ、浅野委員おっしゃることわかりますよ。ただ、我々行政側からすれば、いろんなケースを想定しなきゃいけないので、なかなかそう簡単にはいかないという実情をご理解いただきたいというふうに思ひます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 市長のおっしゃることは十分わかりました。課題も多いということで、

まずその辺をクリアして、検討して、令和2年度の除雪体制に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございますました。

散 会

○梅津善之委員長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は、17日午前10時といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 4時17分 散会